資料28

建設省住指発第682号 平成12年6月1日

都道府県建築主務部長あて

住宅局建築指導課長通知

建築基準法の一部を改正する法律の施行について【抜粋】

建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号。以下「改正法」という。)については、既にその一部が平成10年6月12日及び平成11年5月1日から施行されているところであるが、今般、その余の部分(建築基準の性能規定化、型式適合認定制度及び型式部材等製造者認証制度等に関する部分)が、建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第211号。以下「改正令」という。)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令(平成12年建設省令第25号。以下「改正指定機関省令」という。)、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成12年建設省令第26号)及び技術的細目を定める建設省告示とともに、平成12年6月1日から施行されることとなった。

改正法のうち、今回施行される部分の主な内容については、下記のとおりであり、貴職におかれては、関係市町村及び指定確認検査機関(建設大臣指定のものを除く。)に対しても、この旨周知方お願いする。

記

第1 構造強度に関する基準の見直しについて

 $1 \sim 4$ (略)

- 5 仕様規定の明確化等について
 - (1) (略)
 - (2) 木造建築物の耐震壁の配置規定の整備(令第46条並びに告示第1351号及び第1352号関係)

木造の建築物については、基準の明確化を図る観点から、木造建築物の耐震壁の配置の方法に関して 建設大臣が定める基準によらなければならないこととした。建設大臣が定める基準においては、建築物 の部分ごとの耐震壁量の割合等を定めた。

また、小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが1.4メートル以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の二分の一未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はないものであるが、近年このような物置等を設置する事例が増加してきていることを踏まえ、軸組等の規定を整備した。なお、構造計算が必要となる場合においては、令第85条の規定に基づき当該部分の積載の実況を反映させて積載荷重を計算することが必要である。

以下略